

知恵の樹

No. 173 2013. 2. 20

町田の図書館活動を
すすめる会

事務局：町田市森野 3-1-12 増山方
〒194-0022 FAX 042-722-1243

町田市立図書館 主任嘱託員制度導入から 1 年 ～孤軍奮闘 頑張りに頑張った主任嘱託員の声～

1998 年、町田市立図書館に導入された「図書館嘱託員制度」は業務の増加に伴い徐々に増員されてきた。そして、2007 年「町田市中期経営計画行政経営改革プラン」により大幅に増員され、2013 年現在 110 名の嘱託員が勤務している。「主任嘱託員制度検討プロジェクト」が労使で発足したのは、常勤職員の定数が見直され、嘱託員の職域が増えたことに弊害が徐々に表れ始めた頃である。

東京都内に於いては、荒川区、練馬区が既にこの制度を導入していたが、町田市立図書館における『主任嘱託員制度検討プロジェクト』では全く新たな制度をつくるために 2 年間で費やし、2012 年度より導入され動き始めた。

以下は主任嘱託員として働いた 10 人の感想である。 —嘱託員の基幹化については『非正規公務員』（上林陽治 日本評論社）に詳しく掲載されたので、是非、ご一読を！ —
(野角裕美子)

中央図書館サービス担当 竹田原さつき

自分自身が主任嘱託員として、果して相応しいのかどうか自問自答し続けた 1 年でしたが、周りのみなさんの協力があつて、前に進んでくることのできたと思っています。職員の方がやってこられた業務をどのように工夫して嘱託員でこなしていくか…。主任嘱託員 2 年目は、できればもう少し余裕をもって取り組んでいきたいです。

中央図書館管理(整理)担当 平岡真理子

主任嘱託員制度がスタートしてあつという間の 1 年でした。主任の職務であるマネジメントは難しいものですが、私自身、勉強となる 1 年でもありました。4 月から更に主任が増員されますので、他の主任と連携をとりながら、この制度をより良いものにしていきたいと思っています。

中央図書館管理(リクエスト)担当 和田タツ子

とまどいと緊張の一年でしたが少しずつ変化を感じています。係内における常勤職員と嘱託との橋渡し役が明確になったことで連絡体制がスムーズになったこと、主任嘱託の連絡調整の場を設けたことで現場の問題点の共通理解、解決へ

の道筋の話し合いができたことなどです。担当を越えた横の繋がりの重要性を実感しています。

中央図書館レファレンス担当 村松美咲

今年度から新しく制度が始まり主任となりましたが、正直なところ何をどうしたらいいのか模索したまま 1 年が経とうとしています。そんな中、周りの皆様のおかげでなんとか進んで来られました。来年度も新たに主任となる 9 名と協力し合いながら頑張りたいと思います。

中央図書館児童・ヤングアダルト担当

関口奈伯

新しい制度の為、一年間手探りの中、職員、嘱託員、周囲の方々や主任嘱託同士に助けられながら、嘱託員のパイプ役を心がけました。来年度には 9 人の新しい主任嘱託の仲間を迎える予定です。引き続き連携し、図書館サービスの発展に努めていきたいと思っています。

さるびあ図書館 山本香織

主任嘱託として何をするべきか、何ができるのか、を考え続けた一年間でした。しかしまだ至ら

ない部分が多かったと思っています。まもなく新たな主任嘱託も決まりますが、この制度を軌道に乗せ、町田の図書館をよりよいものにするために、この一年の反省を生かして頑張っていきたいです。

鶴川図書館 鈴木恵

私は、主任着任と同時に中央図書館から鶴川図書館に異動となり、当初は不安な気持ちに押しつぶされそうでした。でも、皆様の温かいご指導や支えを受けて、なんとか初年度を終えることができそうです。こんなにも皆様頼りの主任は、他にいないと思いますが…。

来年度は少し前に進めるよう、がんばりたいと思っています。

金森図書館 野角裕美子

初めての地域館勤務に戸惑いながらのスタートでしたが、中央館での経験を活かしながら業務の改善の提案を始めました。係内会議等で話し合いの時間を持つことにより、風通しの良い職場

にしたいと考えています。まだまだ、試行錯誤の段階ですが、職員、嘱託員と共に働きやすい職場になるよう頑張りたいと思っています。

木曽山崎図書館 田中幸枝

中央図書館から木曽山崎図書館へ異動し丸2年経ていたため、主任になり館・担当異動した方々に比べて精神的に楽だったと思います。新たな業務として嘱託員勤務表を作成していますが、様々な業務の役割分担・スケジュールについて今まで無自覚だったことに気づかされました。効率的な業務遂行が目下の課題です。

堺図書館 川合裕子

意見を聞くこと、情報を伝えることが主任に課せられた使命と考えていたが、この10カ月時間と業務に追われる日々でした。今も過渡期にあることは十分解っていますが、堺図書館の皆が情報を共有し、全員でより良い方向を目指していくための一助として、まだまだがんばらねばと気を引き締めている毎日です。

第14期 第15回 町田市立図書館協議会 報告/1月29日(火)9:30-11:50 於:中央図書館6階ホール
はじめに、事務局よ、議事録作成について(案)の説明があり了承、確定。次に13回議事録が提出され承認。

【館長報告】

1. 教育委員会(1月18日/金)について/議案審議事項、2013年度教育目標、基本方針及び施策方針について…前年度のものをより具体的に分かりやすいように改められていた。

・「2013年 はたちに贈るこの1冊」の配布について…図書館作成、成人の日に式典会場で配布。市内の作家、FC町田ゼルビア、ASVペスカドーラ町田の人たちによるおすすめの本の紹介、執筆者の紹介等。

・文学館事業:映画「カラスの親指」公開記念道尾秀介展「小説の可能性」の結果報告について…町田で学生時代を過ごしたトップランナーの1人で10~30代のファンには良い企画であったが、知る人ぞ知るで結果としては広がりには欠けたそうである。

2. その他

①「図書館事業計画」(案)について…2013年度~2017年度の5か年の計画案を懇切丁寧に説明。これは、館内閲覧、ホームページからPDFでのダウンロードが可能、個人には無理だが団体には配布したいとのこと。2月下旬から3月にかけて市民からの意見(パブリックコメント)を聞く。

②「第2回まちだとしょかん子どもまつり」の実施について、スケジュール表が配布された。(P5参照)

③図書館職員の研修について(2012年1月~12月)…1年間に実施された研修のタイトル、主催、参加人員(正・嘱託別)の一覧表が、単なる出張も含めてリスト化されていた。

④「町田市市民活動や学習に関するアンケート調査」について…これは、生涯学習審議会の配布資料でもある。速報版として生涯学習に関係するものがまとめられている。

《委員会報告》 第1期第4回生涯学習審議会(1月15日午前9:30~12:00、市役所にて開催)

【協議事項】

1. 図書館評価について/前回の続きで外部評価を受けての図書館の見解について、協議会の意見を求めたもので、平成10年度に対する図書館評価なので、時期が遅すぎるという意見も雑談の中で出た。

2. 市立図書館と学校図書館の連携について/今回も時間が無くなり協議に入れなかった。(玉目 哲廉)

「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」をめぐる――

図書館には指定管理者制度はなじまない

手嶋 孝典

はじめに

「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成 24 年文部科学省告示第 172 号、以下、「新望ましい基準」という)が昨年 12 月 19 日に告示された。「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成 13 年文部科学省告示第 132 号、以下、「旧望ましい基準」という)の改正案として昨年 8 月 22 日に公示されたが、パブリックコメント(意見公募手続)の実施を経て、10 月中旬に告示される予定であった。ところが、パブリックコメントが多数寄せられたため、告示が 12 月 19 日までずれ込んだと聞き及んでいる。

2008(平成 20)年の図書館法の改正により、「旧望ましい基準」の根拠となっていた図書館法第 18 条が廃止された。しかし、それに代わって新設された第 7 条の 2 に基づく「新望ましい基準」が、法改正から 4 年半も経ってようやく告示されたこととなる。

「旧望ましい基準」は、2001(平成 13)年 7 月 18 日付で文部科学大臣名により告示されたものであるが、1967 年以来、案がくり返し策定されてきたにもかかわらず、それまで陽の目を見ることはなかった。「旧望ましい基準」が初めて文部科学大臣名で告示されるまでに、図書館法制定以来、実に半世紀を必要としたのである。

以下、「新望ましい基準」について、問題があると私が感じていることをいくつか取り上げることとしたい。

1. 私立図書館も対象になったことについて

「旧望ましい基準」は、「一 総則」「二 市町村立図書館」「三 都道府県立図書館」によって構成されていたが、「新望ましい基準」は、「第一 総則」「第二 公立図書館」「第三 私立図書館」によって構成されている。つまり、「新望ましい基準」は、公立図書館だけでなく、私立図書館をも対象としているのである。私立図書館について「国及び地

方公共団体との関係」を規定する図書館法第 26 条は、「ノーコントロール、ノーサポートの原則」が、その根拠になっている。これは、国や地方自治体、私立図書館の自主性と自由を尊重すべきであり、その活動に干渉し、財政的に援助すること等を禁じているという意味である。今回の改定は、その点からも疑義がある。

「新望ましい基準」の告示と同時に都道府県教育委員会教育長宛てに出された文部科学省生涯学習政策局長の通知『「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の告示について(通知)』(平成 24 年 12 月 19 日付 24 文科生第 572 号、以下「通知」という。)の「留意事項」によれば、「平成 20 年の図書館法改正において、本基準の対象に私立図書館を加えることとされたことを踏まえ、私立図書館にも改善・充実が望まれる事項等について、望ましい姿を定めるものであって、これをもって教育委員会が私立図書館の事業に干渉することを求める趣旨ではない」としている。

確かに、私立図書館についての基準は、かなり緩やかであるため、「干渉」には当たらないかもしれないが、それでも基準を満たすためには、相当の努力が強いられるはずである。

私立図書館にとっては、「干渉」と受け止める館があるのではないだろうか。

2. 図書館が扱う資料に「電磁的記録」を含むことを明確化したことについて

図書館法第 3 条は、図書館奉仕について「図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない」と規定している。そして、第一号で「郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(電磁的記録(電子

的方式、磁氣的方式その他 人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録(いう)を含む。以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること」と規定している。

「電磁的記録」については、2008年6月の法改正により、追加されたのであるが、「電磁的記録」といっても、「通知」では、「音楽、絵画、映像等をCDやDVD等の媒体で記録した資料や、図書館が所蔵する市場動向や統計情報等のデータ等を想定している」に過ぎず、「インターネット等の利用により入手できる情報や、いわゆる商用データベースなどの図書館外部の資料は含まれない」としているのは問題がある。

いわゆるパッケージ型の電子資料については、図書館法第3条第一号に位置付けられているが、いわゆるネットワーク型の電子資料については、「図書館によって主体的に選択、収集、整理、保存され、地域住民の利用に供されている資料」ではないので、「図書館においてインターネットや商用オンラインデータベースといった外部の情報源へアクセスしてその情報を利用することは、図書館法第17条にいう『図書館資料の利用』には当たらないと考えるのが妥当である」との見解がある(注)。この見解は、2008年の法改正直後の文部科学事務次官通知でも追認され、「図書館資料における電磁的記録については、図書館法第17条の規定に関し、従前の取扱を変更するものではない」としているのである。

しかし、ネットワーク型の電子資料、例えば商用オンラインデータベースや電子ジャーナルは、図書館において収集された資料ではなく、「外部

の情報源」へのアクセスだから「図書館資料の利用」には当たらないという解釈には無理があるように思う。いわゆるパッケージ型の電子資料だけを「電磁的記録」とすることは、資料収集の幅を狭めることになりかねない。

「新望ましい基準」の第二 公立図書館 一 市町村立図書館 3 図書館サービス (二) 情報サービスの規定は、「インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする」としているにもかかわらず、「インターネット等や商用データベース等」は、図書館資料ではないと位置付けているのである。

3. 運営の基本について

「新望ましい基準」の第一 総則 三 運営の基本 5 は、「図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする」と規定している。

ここには、「指定管理者制度」という文言は出てこないが、「通知」では、「指定管理者制度を導入するに当たっては」、「経費削減効果のみに着目するのではなく、適切な指定期間の設定等に留意し、図書館の設置の目的の適切な達成を図ること」としている。指定管理者制度については、2008(平成20)年6月の図書館法改正をめぐる国会審議の中でも議論があり、文部科学大臣は「図書館には指定管理者制度はなじまない」と答弁し、衆議院文部科学委員会、参議院文教科学委員会は、「指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮して、適切な管理運営体制の構築を目指すこと」をそれぞれ附帯決議している。

(注)生涯学習審議会社会教育分科審議会計画部会図書館専門委員会「図書館の情報化の必要性とその推進方策について―地域の情報化推進拠点として―(報告)」平成10年10月27日

田井郁久雄氏講演会

「いま、図書館に何が求められているか」

―市民のための図書館とは―

3月17日(日) 10:00~12:00

立川市アイム (5F) 第2学習室 (直接どうぞ!)

立川市の図書館は指定管理者制度を導入し徐々に民営化を進めようとしている。危機感を持つ市民が、多くの人に図書館が直管でやることの意義を考えて欲しいと企画した。ぜひ、ご参加を!

主催・立川の図書館を考える会

(連絡先: 上田 045-527-7796、島田 045-521-4724)

指定管理者制度の問題点を整理すると、以下の表に示すとおりになる。

指定管理者制度の問題点

ポイント	説明
①図書館間の連携・協力やネットワーク化の整備が効果的に達成できない。	公立図書館のサービスは、自治体内の図書館はもちろんのこと、ほかの図書館などとの連携、協力がなければ成り立たない。図書館間の連携・協力やネットワーク化の整備を民間業者が効果的に達成できるとは思えない。
②安定した継続性の維持が困難である。	図書館は、「成長する有機体」である。事業の継続性と発展性を確保するためには、図書館活動を発展的に継続させる知識・経験を組織内部に蓄積していく必要があるが、それは直営を堅持することで可能になる。蔵書構成一つを例にとっても、短期間で事業者が変わることになるとすれば、安定した継続性の維持が困難になりかねない。
③図書館業務に精通する職員がいなくなる。	図書館政策を策定し、指定管理者を監督する部署が空洞化するため、図書館業務に精通する職員も淘汰される。
④指定管理者に雇用される職は、低賃金を余儀なくされる。	指定管理者にとって利益の源泉は、ほとんどが人件費であるため、賃金を低く設定して利益を得るしかない。
⑤経済的な利益を生み出さない事業を積極的に展開するとは思えない。	おはなし会を始めとする集会活動、学校に対するサービス、地域資料の収集等を民間事業者が積極的に展開するとは思えない。
⑥「無料の原則」がある。	公立図書館は、図書館法第十七条で「無料の原則」がうたわれているところから、経済的な利益を生み出すことはむずかしい。

ただし、⑤については、近年一部の指定管理者が学校支援を積極的にすすめているが、マークや図書の販売を見込んでいるとの指摘がある。また、④、⑤、⑥については、NPO 法人が受託すれば

解決できる可能性がないとはいえないが、図書館業務を NPO 法人が受託することの是非については議論がある。長期間にわたる受託契約が結べない限り、問題点の解決にはならない。

補記： 文部科学省は、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」関係の資料をまとめた冊子を作成しているが、同省のホームページにも同じものが掲載されている。基準本文のほか、改正前との新旧対照表、告示についての生涯学習政策局長通知、基準を検討した「協力者会議」の報告などである。協力者会議報告には、図書館の現状についてのデータ、図書館法、図書館法等を審議した 2008 年国会での付帯決議などが収録されている。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/001/1330295.htm (てじま たかのり・会員)

「第 2 回としょかん子どもまつりー本は友だち」を実施するにあたって

2013 年 3 月 28 日(木)～31 日(日) 主たる会場：町田市立中央図書館

昨年 3 月の第 1 回まつりの時、初めての実行委員会に参加して、殆どのグループが祭りをボランティアの発表の場として捉えていることに驚き、本会報 63 号(2011.12.21 発行)に、図書館利用者の広がりボランティア間の横のつながり、図書館をサポートできる体制が取れるようにといった祭りの意義を書いた。私自身仏国レンヌの図書館まつりを見学に行ったため、祭りには参加できなかったが、4 日間で 662 人の人たちが来館し大成功であったという報告を聞いた。しかし、各団体が個々に発表・講演会を開催したということに留まり、広がりや繋がりまでには発展しなかったようである。

今年度も図書館からの呼びかけに応じた 10 グループ(おはなし玉手箱/おはなし はすの実/かえで文庫/野津田・雑木林の会/花いかだ/ピッピのくつした/マザーリーフ/NPO 法人 まちだ語り手の会/町田の学校図書館を考える会/町田ブックトークの会)が実行委員会を組織し、図書館と協働で上記日程で祭りを行う。

現在町田市は、第二期子ども読書推進 5 か年計画の 3 年目に入り、子どもの本のある場所、子どもと本を楽しく結ぶ人の重要性を推し進めているが、公立図書館の児童サービスは、市内全域のすべての子どもに等しく行われなければならない。このまつりが、子どもが一人でも参加できるように全市立図書館 7 館各館が主体となって地域のボランティアや学校の先生や作家と協力して取り組むことが出来れば、多くの子どもたちを図書館へ誘う読書推進の一つの大きな事業に結びつくに違いない。そのことを願っての一步である。

祭りのチラシは、各公共施設においています。(第 2 回 としょかん子どもまつり実行委員長 増山正子)

私家版『司書 松野幸雄—町田市立図書館とともに38年—』を出して 玉目哲廉

町田市役所の同期で、司書松野幸雄さんの記憶を残すために60ページの本を作った。松野さんは、昨年の1月8日に亡くなった。春分の日も過ぎた頃、松野さんの妹さんに連絡を入れ、残された本を見せて欲しいことと、何らかの本を作りたいことを伝えた。

「知恵の樹」に追悼文を寄せていただいたものも加え、他に松野さんの親しかった人たちに依頼して思い出などを書いてもらうことにした。

松野さんが書き残したものを調べたが、町田市職員組合図書館分会の機関紙「びぶりお」への10回の連載、「知恵の樹」への定年退職時の1回で少なかった。この他には、退職直前の嘱託員スキルアップ研修の「レファレンス研修」のレジメが野角さんの協力で得られた。

これだけでは、到底足りないので、資料として松野さんが図書館に入った昭和47年頃から60年頃までに図書館にどういった職員がいて、何の担当をしていたのかを手持ちのものでまとめた。他には、写真を数枚入れ、DVDを付録としてつけた。DVDの中には、写

真に収めていた松野さんが残した蔵書約6000冊のほぼ全てを入れた。その中には、熊本の図書館に寄贈した本のリストや文中に取り上げなかった写真等も入っている。

私家版『司書 松野幸雄』の中身は以上である。

私は、長い間疑問に思っていたことを聞いておかなければと思い、松野さんが3回目の入院をした時に訊ねてみたことがある。あっさりと、それはこういう理由だったと語ってくれたのは意外なことであった。伝記的なものは、近い関係では書く事が出来ないということを知り、本に取り上げなかったものも多い。また、私は途中から町田を出たため、松野さんと一緒だったのは前半の20年で、後半の松野さんはよく知らない。そういう意味で中途半端な本ではあるが、一周忌という節目を目指して準備をし、すべてを自分の時間の範囲内で作れたのは良かった。誤字とか印刷されなかった文字とかもあつたり、製本の出来上がりに不揃いもあつたりしたが、とにかく32冊の本は完成した。
(たまめのりゆき/会員)

公開学習会 「町田市民と図書館」 その3 参加者の声

10月20日(土)14:00~16:30 中央図書館ホール

まだまだ報告したいことがありますが、参加された人からの一言を抜粋で最後にお届けします。

- ・行政全体がいわゆるニューパブリックマネジメントという、基本的には民間にできるものは民間にやらせようという一連の動きがある。そんな中で、市民は顧客であるという捉え方をしていることが問題。市民は市政のお客様ではなく、市民が主体となって市政と関わっていかねばならない。変なことをしたら許さないぞという、そういうような動きを作っていかなければと思うし、それは浪江先生が目指していた主権在民の地方自治でもある。
- ・堺分館が開館する時、職員の方が集まってすごくいきいきと熱心に分館作りをやっている過程を、2、3回見学したことがある。それを見て、私たちが職員と一緒に何かやりたいという思いがずっとあり、多摩市でも職員と一緒に動いていた。しかし、今は職員との接点も薄く、図書館に会議室もなく文庫活動にも支障をきたしている。
- ・町田育ちで、地域の文庫の恩恵を受けて育った。成瀬センター祭りの時には毎年友達を誘って、大人のふりして手作りケーキと紅茶を食べに行き、大人になったような気分を味わって楽しかった思い出がある。皆さんの活動のお陰で、良い教育を受けさせてもらった。今はそれを還元していかなければという思いがある。
- ・仕事の上でも市民やボランティアの方と接する機会が多いが、市民協働というのがすごく新しいもののように言われてて、みんなどうしているのかわからない状態だが、今日のお話を聞いて、昔からやっていたことだということが分かった。もう少し自分の中で、あるべき市民協働像をしっかりと持って活動していきたいと思う。皆さんの活動の上に、今があるということが良くわかった。
- ・町田の図書館は、先駆者がいて苦勞しながら作り上げ発展してきたという歴史がある。私たちが、後に続く人たちの先駆者として、これからも町田の図書館をよりよくするために頑張りましょう。♪♪♪♪～ (丁)



例会報告

ひろば

2013.1/16(水)18:00~20:00

中央図書館中集會室

16:30~172号印刷(伊・玉・増・丸・桃)

出席者:石井、伊藤、久保、齋藤、玉目、手嶋、長谷川、尾留川、増山、丸岡、三谷、桃沢、守谷

先月の例会で、次回例会時に、図書館長の図書館に対する考えを聞きたいという要望が出された。尾留川館長にその旨お願いをしたところ、予定が入っているため1時間位なら何とか時間を作りましょうと、即、快く承諾してくださった。時間通り出席してくださった館長は、前館長時の協議会からの答申(図書館の諮問「図書館の運営理念及び目標について」)を基に、町田市における長期計画「まちだ未来づくりプラン」・「新5ヵ年計画」・「町田市教育プラン」・「町田市生涯学習プラン」・「生涯学習推進計画」等を鑑みて作成したという「図書館事業計画(理念、目標、施策目標、施策)」の資料を用意していただき、この計画を事業活動に結び付けていくとして、町田市立図書館の方向性についての考えを1時間たっぷり伺うことが出来た。

この事業計画については、一般市民にも分かるように、次号にて館長より発信願うこととして、ここでは、会員が最も知りたい今後の運営体制についての考えと会員との意見交流の概要を少しご報告する。

—現問題点—

運営体制を考えるにあたっての組織経営上の2つの課題として、①図書館嘱託員問題、②総務省が動いてきた指定管理者制度、の2点を挙げられた。

①現在町田の図書館は、約60名の常勤職員と地方公務員法でフルタイム勤務ができない約110名の嘱託職員とで運営している。嘱託員制度が始まった当時と違って、従事している嘱託員は生活給として働いている人が多く、住環境も自分たちで確保しなければならないと、今の体制に疑問を持たざるを得ない。図書館で働きたいという全国からの応募者も多い。②指定管理者制度が図書館になじむのか、それ以外の方法はないのかという問題があり、庁内に検討プロジェクトを設けて嘱託労と市職労と管理職の3者で企画検討をしている。

組織経営に関する館長の考え・・・一般的に公益法人(自治体も含む)と市場(株式会社)があり、パブリックセクターが行なうべきことを市場調達するという考え方にもとづいて指定管理者制度の導入が始まった。「新しい公共」はパブリックセクター(自治体だけではなく、公益法人、NPO法人もある)の中で、公共の事業が行なわれること

を求めることが必要になってくる。イギリスのPPPやフランスの連帯経済があるが、市場で競争するのではなく、公益的な社会経済(ソーシャルエコノミクス)の中で活動をみんなが協働してやっていこうという考え方を持たないとこれからの社会が立ち行かなくなる。

現図書館も直営といいながらこれだけの嘱託職員がいることが、果たして直営と言えるのかどうか考えていかねばならない。そういった検討の中で、手段として最適ではないが、図書館の運営は自治体が行なうとして、業務の一部を公益法人に委託し、その公益法人を現嘱託職員が作ってはどうかという案を検討して事業計画の中に素案として出したが、一定の競争がないという理由で通らなかった。

運営の適正さは競争だけで成り立つのではない。競争自体が公共事業を悪くしているという指摘がされている。第3者が適正な運営を行なっているかを評価していくのが重要で、問題は改善である。一定の協働関係を維持していく相手があり、そこに問題があったら、第3者がしっかりとチェックして改善していくことを作り出していけば、競争によらなくても適正な運営が行なわれていく、という考えをもっている。

—意見交換—

M:市民として、公的なものは直営でやるべきだという信念は崩したくない。指定管理や外部委託問題が出るのは、経費削減が目的なのか？

館長:コスト削減ありきではなく、公共サービスを民営化していくという概念を受け入れてやっている。総務省が提示したのは、経費削減だけではなく、市場の中でよりノウハウや質の高い業務を行なっている会社があるのでそちら側でやった方がいいということで、公の施設(体育施設、文化施設、市民施設など)で指定管理者制度の導入が始まった。その中に図書館も入っている。しかし、総務省がイメージしているのは、部屋貸しや体育施設の運営など、民間でやれること

があるだろうということ。町田が進めてきたのはコスト削減ではなく総務省が示した公務員定数管理による定数の削減で、そこで指定管理が一気に進んだ。

K: 正職を減らして嘱託員を増やしていったのは？

館長: 財政逼迫からではなく、現実的には総務省が定数削減を出したことから始まった。結果的に一般行政職の図書館がターゲットになった。

T: 始まりは、相模原との相互利用、夜間開館、祝休日開館のサービスの拡大を定数削減の中で進めていかなければならなかったことにある。常勤削減という具体的な数字が出され、削減できないとなると民営化になってしまうし、削減するとサービスの点からも悪くなる。職員を確保して指揮命令をひとつにすること(直営)にこだわって、嘱託を増やしていった。

M: 直営でやるための弊害と問題点は何か。公益法人にした場合、長く継続できるのか。

館長: 今のやり方でいくと、図書館に勤務する司書が正規の常勤職員ではないという状態になる。公益法人の場合、フルタイムを希望する人、短時間勤務を希望する人にとっても全員が運営にかかわることができる。協働をするための基本協定を結ぶことで継続する。協定期間としてイメージしているのは10年。10年の間で毎年議論して改善し、第三者が見ていくようにする。

T: その場合直営の部分は残る。委託経費は人件費だけになる。お金の問題ではなく、働く環境の整備改善に繋がる。

T: 公務員にもパート労働法を適応すべきでは？

館長: その問題に入ると、もともとフルタイムで働きたい嘱託員にとって解決できないことになる。一定の生活プランを維持して将来が見える状況を作っていくのは雇用者として最低限の責務である。10年の間に、毎年毎年工夫をしていく。現実として、この案は今の

広瀬恒子さん講演会 「どの本 読もうかな？」 ～子どもの本 2012年 新刊本から～

年間3千冊も出版される子どもの本
その中から、子どもに手渡したい本を
紹介して下さる、皆さんお待ちかねの講演会

3月10日(日) 14:00~16:00

町田市立中央図書館6Fホール

直接会場へ! 資料費500円

段階では白紙に戻ったので、当面は現状のまま。

館長退席後 一会員の声 ワイワイ

委託現場では常勤職員と委託会社の社員が一緒に働いているが、法律上接点がないことで図書館業務がうまくいっていない、という報告がある/外部委託した場合、問題になるのが結果的に偽装請負になるのではということ。事例として、受託側が対応できない場合、市の職員がクレーム対応など尻拭いをしている実態がある。実質それは委託とはいえ偽装請負である/『図書館の発展』で育った者としては、図書館が置かれている現状を聞いて、今、こういうことが大問題になっているのかと思うと悲しくなった/IC タグ導入でプライバシー配慮などのサービスが強調されているが、図書館側が提示した、取組や仕組など施策について、そういったことが図書館の理念としていいのかを市民レベルで議論しなくてはならない/IC タグ導入でカウンターをメインを人員削減するのは図書館にとって命取りになる。IC タグ導入は人を減らすことではなく、蔵書点検など利便性があるし、いつまでもバーコードの時代ではないということでスタートさせた。IC タグを入れて、どういう使い方をするのか、図書館にとって有効なのかを図書館協議会で議論すべき/図書館だけでなく、町田全体で未来づくりプランのために資料作りなど、現場は大変。公園緑地課でも同じようなことが行なわれている/以前は市民と一緒に職員も一生懸命やっていた。他の部署の職員を見ても、今は決められたことだけをやっているように感じる。情が通わない。市民も勉強して、賢い市民にならなければ.../頑張りましょう!

2012年度 第12回 文学館(主催)で楽しむ

おとなのためのおはなし会

3月21日(木)10:30~11:30

町田市民文学館 2F大会議室

プログラム (通算69回)

- *町田ゆかりの作家「堀雅子」 多田美恵子
 - *「クナウとひばり」(アイヌの昔話) 小澤美代子
 - *「ぜつぼうの濁点」(原田宗典作) 遠藤文子
 - *「朝日長者と夕日長者」(日本の昔話) 濱田あい子
- 直接会場へどうぞ! 無料 保育有

(町田市民文学館 ☎042-739-3420)

あとがき 嘱託職員の斎藤さんと長谷川さんが、お忙しい中、当会の例会や講演会等の手間暇かかる記録を1年間担当して下さい、本当に助かりました。ありがとうございました! 館長のお話を伺い、誠実で仕事のできる嘱託員の方たちが、夢や希望を持って働ける職場であること、市民にとっても生活の基盤になくてはならない図書館として発展し続けることが出来る運営形態であることを、切に願う。(M)